

---

令和3年大和町議会12月定例会議会議録

---

令和3年12月10日（金曜日）

---

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	江 本 篤 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
子 育 て 支 援 課 長	遠 藤 眞 起 子 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

議 長 (高平聡雄君)

おそろいですので開会させていただいてよろしいでしょうか。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番佐藤昇一君、5番今野信一君を指名します。

---

日程第2「議案第67号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議案第67号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

それでは私のほうから2点お尋ねいたします。

今回職員の不祥事ということで、町長、副町長の削減ということでございますが、その不祥事に関してお尋ねをしたいんですが、職員の処分が終わった後、全職員に対してどのような対応を行ったのか、いま一度お尋ねをいたします。

それからもう1点。この職員さんは平成27年からでしたかね、この職に就かれておったと思います。大分長期にわたっているかと思うんですけども、この在職年数が長く感じるんですが、どういう理由があったのかご答弁いただきたいと思います。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それでは、馬場良勝議員のご質問にお答えいたします。

まず、処分を行った後の職員への対応でございます。本人への処分は29日8時半から行いまして、その後午後1時半から昨晚課長等で組織します庁議において処分の報告と副町長からの依命通達というものを発しております。

依命通達の内容につきましては、職員の綱紀肅正、コンプライアンスの確保ということで、コンプライアンス、法令遵守はもちろんでございますが、社会通念上の常識、倫理に照らし、正しい行動を取ること、組織のルールを遵守すること、こういうことを徹底しろという内容でございます。今回の不適切な行為を他人事とせず、各課長において責任を持って課職員の事務執行を管理する、そういうものを伝えております。

そして今回不正が生じましたが、その不正の発生について学者が言っております不正のトライアングル理論、こういうものを伝えております。発生する際には動機、機会、正当化、この3つがそろって不正が生じる可能性がある、こういうことを常に職員が意識して不正が生じないようにということで伝えております。そして、この3つの要素について自問自答するという方法もあるということを伝えております。動機についてはあなた本人の行為が家族に胸を張って話せるか、機会であれば見つからなければ大丈夫とっていないか、正当化としてはほかの人もやっているということで、住民、そういう方がこれをニュースで見聞きしたらどう思うか、こういうことを自問自答するようにということで、庁議終了後この内容については全庁、全職員へ対して一斉メールを発しております。

そしてこの職員は、もう1点の質問でございますが、27年から約7年の勤務が吉田児童館の館長となっております。この点についてはやはり児童館、子供を預かる組織ではございますが、実際地域の住民の方とも密接な関係を築いていく、そういうのもあるかと思えます。そういうことで、今回の事案が生じるまではその地域とのつながりを大事にしていた職員と考えられましたので、長期になってしまったのかなというふうには考えられます。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

私は全員協議会でもお話しさせていただきましたけれども、ちょっと順番が逆ではないかと今でも思っております。まず、やっぱりこういう事件が起きるということは、何か組織的な課題とか、あとは提出していただきましたけれども会計事務マニュアルとかフローチャートとかあるにもかかわらず、重大な事件だと思いますよ、私は。であれば、やっぱりこの町長の削減案とともにいま一度そのマニュアルとか見直して、しっかり対応策を出すべきじゃないですか、町民に対して。私はそう思いますけれどもいかがですか。

議 長 （高平聡雄君）  
総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、馬場議員のご質問にお答えいたします。

説明が少し不足しておりましたが、今回の件については物理的な部分、その伝票の確認という部分が児童館長の専決ということで、ほかの所属の課長なりの決裁を得ないで提出までに至ったという状況にございました。今さらではございますが、そういう児童館等、出先機関の長の専決については12月1日をもちまして決裁規定の改正を行い、出先機関の長の専決は廃止しております。

そしてこの支出事務のチェックシート、これも作成して、本来こういう手続を経て物を買って、確認をして、支払いまでのフローを示しているものでございますが、こちらについてまだ改善する部分があるかどうかは再度確認して、改善しなければいけないところは行う必要があると思っております。ただ、このチェックシートに基づいて職員は支出の手続を行っておりますので、不適切な処理を行った職員の認識が足りない、そういうのもあったかと思えます。そういう部分で、先ほどお話しした綱紀粛正の部分で職員一人一人が認識を新たにして、確実に意識を改めていく必要があると考えております。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

今回の件は非常に、懲戒免職ということですから退職金も出ませんから、その方のその後の人生も大変なことになると思いますし、ましてや今ここにいらっしゃる職員、そして聞いて下にいる職員も全部信用を失っていると思いますよ。信用を失うのは一瞬ですから。それを回復するのってその倍以上、もう何倍もかかるんですよ。やっぱりそのためには町民の皆さんに、まあ我々も含めてかもしれませんが、今回の事件を受けてこういう体制を取りましたとホームページには載っていましたが、やっぱりあれだけではちょっと、私は足りないと思いますので、いま一度課長がさっきおっしゃったように全部洗いなおして、もう1回、なんなら必要なら町内にコンプライアンス委員会でも立ち上げて、外部識者を招いて、もう一度このマニュアル等をしっかり見直すと、いかがですか。

もしあれであれば町長か副町長かお答えいただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
副町長浅野喜高君。

副 町 長 （浅野喜高君）

それでは、馬場議員の質問にお答えさせていただきます。

その前に、今回の件につきましては本当にあってはならないものでございまして、本当に残念な結果であります。本当に重く受け止めているところでございます。本当に議員の皆さん、そして町民の皆さんに心からお詫びを申し上げます。本当にすみませんでした。

ただいまの質問の件でございますが、まずもって今回の一番の問題というのは、やはりこれまで出先機関の長も管理監督の立場ですから、それだけの責任を持ってもらうということで、今まで一部ではございますが出先機関の長に権限を持たせておったところでございますが、一番の原因はチェック体制が、その辺が一番甘かったのかなというふうに思いまして、今回の12月1日からではございますが、本課のほうでもきちんとチェックをすることがまずもって一番大切だなということで、チェック体制の

強化を図るというということでございます。

それから、全職員が組織として、やはりこれは起きたことでございますので、職員一人一人が組織の問題だということをしかりと認識してもらうためにも、職員皆さんで情報の共有をしようということで、先ほど総務課長がお話ししたとおり、私もメールで依命通達をさせていただきました。

それから、コンプライアンス研修につきましても、何回か町としても全職員を対象に研修をしておったところでございます。しかしながら、認識がそれだけなされていない職員もいたということでございますので、そういった面については文書を一度出せばいいという問題でもありませんので、定期的に庁議なり、職員への文書等も定期的に出して、職員一人一人が本当に自覚を持って、職員の皆さんの資質の向上にも努めてまいりたいと思っております。

それで、先ほどご質問のあった件につきましては、やはり見直しするべきところはしっかりと精査をしてみたいと思えますし、さらには今後必要な職員研修についても実施してみたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思えます。

議 長 （高平聡雄君）

ほかにありませんか。千坂裕春君。

1 1 番 （千坂裕春君）

前者と重複する部分もあるかと思うんですが、前者の対策の折に、課長の庁議、その後メール送信ということで全職員に対応したということでしたが、やはりこういった大きい事案の中に、コロナの折とはいえ、全職員を集めて町長からメッセージを発すべきかと思えますけれども、そうすることによって事の重大さというものも職員に伝わるのではないかと私は感じております。

またもう1点としては、一つ一つの職員の不祥事に対する対応ということでやっていただくのは結構なんですが、残念ながら不祥事が多い中で、再度、なかなか難しいとは思いますが、予想される不祥事というもの、世の中であるような不祥事を洗い出して、それを防ぐためにはどういったものが必要かというそれぞれのマニュアルがあるはずですが、それを大和町で全部共有されているのか、再度チェックするような考えはあるのかお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、千坂裕春議員のご質問にお答えいたします。

今回、処分後の対応については議員がご質問の中で触れられたとおりでございます。町長からの訓示というものは課長を通じてという形を取らせていただきました。

もう1点の対応で、予測される不祥事のマニュアルとかを共有という部分につきまして、実際に共有するというものは現在はありません。昨日、県内の自治体で免許更新忘れて懲戒処分を受けたという新聞記事が載っておりましたが、本町においても昨年同様の事案が発生して懲戒処分を行っております。どの市町村でもその懲戒処分を見て、うちの自治体でも気を付けなければならないという対応、対策を取っていると思うんですが、そういうのが期間が過ぎて再度起こってしまったということではないかなと思います。そういうのもございますので、現在まだ確定ではございませんが、ほかの自治体の懲戒処分の内容、そういうのを先ほど副町長がお話した周知を徹底していく、そういうのをやる必要もあるのではないかなと思っております。不祥事を防ぐマニュアルということで先ほど、不正の3要素のほうは全職員のほうに伝えてありますが、こういう部分についてもその内容を細分化して、マニュアル的なものが必要かどうかを検討させていただきたいと思います。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

11 番 （千坂裕春君）

職員さんに対するメール通達ですと、既読になっているかどうかの状態がこの職員が見たか見ないかという確認をするだけですよね。やはり集まって、町長の表情、または語気、そういったものが職員さんに肌で伝わる、そういった効果があるものですから、コロナの折とはいえども事が重大だということを認識していただいて、やるべきだった、または今後やるべきではないかと感じております。

また、ほかの不祥事もなくすため、残念ながら先ほども言いましたけれども不祥事が多いですから、災害は忘れた頃にやって来るといったものがあります。そのために年

に1回防災訓練をやったり消防訓練をやったりするのと同じような感覚で、そういった不祥事を防ぐためのマニュアルが徹底されるかどうかという、確認する時期を設けたらいかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

副町長浅野喜高君。

副 町 長 （浅野喜高君）

それでは、千坂議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の全職員を集めてというお話もございましたが、コロナ禍の前はそういった不祥事があったときは、町長から臨時朝礼を開いて全職員に通知をしておったところでございますが、言い訳には取られると困るんですが、今回はコロナの関係がございまして、臨時庁議を至急させていただきますして、29日なんです、その場で町長からも挨拶もありましたし、私からも最後に各課長に、課に戻ったら職員一人一人にこのことをしっかり伝えて、こういうことが二度と起きないようにしっかり伝えてくださいというお願いをしたところでございます。

それからマニュアルの件でございますが、他の市町村とか、そういった事例が起きますとメール等で職員には通知しておるところではございますが、今後その辺も少し必要があれば見直しをして、今後二度とそういうことがないように努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

議 長 （高平聡雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3「議案第68号 大和町課設置条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第3、議案第68号 大和町課設置条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4「議案第69号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第4、議案第69号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5「議案第70号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第5、議案第70号 大和町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6「議案第71号 大和町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第6、議案第71号 大和町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第7「議案第72号 令和3年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （高平聡雄君）

日程第7、議案第72号 令和3年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。11番千坂裕春君。

11 番 （千坂裕春君）

事項別明細書の6ページ、議会費の報償費、これは議会のあり方プロジェクトに参加していただく方の報酬と報奨金ですが、一般の方々は3,000円、大学生は3,000円の図書カード、高校生が2,000円の図書カードと聞いておりますが、こういった区別をされた理由をお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）

議会事務局長櫻井修一君。

事務局長 （櫻井修一君）

ただいまの千坂議員の質問にお答えいたします。

大学生と高校生でございますが、大学生については成人ということで一般扱い、高校生については学生、18歳以下ということもありまして、最低賃金、時給などを参考に2,000円分の図書カードとしたものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

まだまだ日本ではなじみがないまたはうまく活用されていない面がありますが、世界の風潮としてSDGs、皆さんも聞いていて一般質問、そういったものにも出てくる折に、国籍、性別、年齢、障害のある・なし、性的マイノリティとかそういったものを含めて差別的な扱いをしてはいけないまたは偏見的な目を向けてはいけないというところからすると、一般人だから幾ら、大学生だから現金じゃなくて図書カードで何千円、高校生だと大学生より少ないというのが、これからの議会のあり方を議論していただくような場でふさわしいかどうかという疑問を感じて質問させていただきましたけれども、いかがでしょうか。

議 長 (高平聡雄君)

議会事務局長櫻井修一君。

事務局長 (櫻井修一君)

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

大学生につきましては今回学生ということでございますとともに、ファシリテーターのお手伝いもしていただくということで一般の方と同じで想定しております。高校生につきましては18歳以下ということで、学校の校長先生のほうからも依頼した際に、うちの学校のほうでは社会勉強だから報酬とかは要らないよという形では言われておりましたが、休みの時間のそういったものを犠牲にしてもらうこともありまして、その辺につきましては謝礼という意味を込めまして図書カードという形で設定しております。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

千坂裕春君。

1 1 番 (千坂裕春君)

活動内容を写真で見せていただいた感想ですが、高校生、大学生が積極的に前に出て発表されているような姿がある中で、今回はこういうふうに出してきてそういう方向になるんでしょうが、今後こういった会議があるようなときには考慮いただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（高平聡雄君）

議会事務局長櫻井修一君。

事務局長（櫻井修一君）

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどお話ししました18歳ということですが、選挙権も18歳以上ですと持っているという、そして民法についても来年の4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わるといふこともございまして、その辺も含めまして、なおさら今回高校生については18歳以上はいなくて18歳未満の2年生、1年生ということもありまして、このような図書カードという形で設定させていただきました。来年度につきましては多少その辺は検討いたしたいと思いますが、同様の形で進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8「議案第73号 令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計  
補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第8、議案第73号 令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第9「議案第74号 令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正  
予算」

議長（高平聡雄君）

日程第9、議案第74号 令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第10「議案第75号 令和3年度大和町宮床財産区特別会計補正予  
算」

議長（高平聡雄君）

日程第10、議案第75号 令和3年度大和町宮床財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第11「議案第76号 令和3年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第11、議案第76号 令和3年度大和町吉田財産区特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12「議案第77号 令和3年度大和町後期高齢者医療特別会計補正  
予算」

議長（高平聡雄君）

日程第12、議案第77号 令和3年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13「議案第78号 令和3年度大和町下水道事業特別会計補正予  
算」

議長（高平聡雄君）

日程第13、議案第78号 令和3年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第14「議案第79号 令和3年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第14、議案第79号 令和3年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第15「議案第80号 令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第15、議案第80号 令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第16「議案第81号 令和3年度大和町水道事業会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第16、議案第81号 令和3年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第17「議案第82号 指定管理者の指定について」

議長（高平聡雄君）

日程第17、議案第82号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

1点お尋ねします。今回、応募が1社だけということでした。ほかにこの事業を担えるような業者さんというのは何社ぐらいいらっしゃるのか、把握をなさっているのか、それともなさっていないのかお尋ねいたします。

議 長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

それでは、馬場議員のご質問に答えさせていただきます。

この指定管理者は、当初に制度で採用する際に3社の業者がございました。その後、更新する際には1社のみという形になっておりましたので、今回も1社のみでございました。

以上でございます。

議 長 (高平聡雄君)

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第18「議案第83号 黒川地域行政事務組合規約の変更について」

議 長 (高平聡雄君)

日程第18、議案第83号 黒川地域行政事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第19「議案第84号 黒川地域行政事務組合財産の処分について」

議 長 （高平聡雄君）

日程第19、議案第84号 黒川地域行政事務組合財産の処分についてを議題とします。  
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。馬場久雄君。

15 番 （馬場久雄君）

財産処分で購入するというか入ります、富谷と大和でもらうわけですけども、この液晶プロジェクターとか、今までは視聴覚教材センターというかそういうところで貸出しをしていたんですけども、これの利用方法というか、町民への貸出しとかそういうことも考えているのかどうか、1点お聞きします。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

それでは、ただいま馬場議員さんよりご質問がありました件についてお答えさせていただきます。

今回、大和町と富谷市でそれぞれ1台ずつそれぞれ機材等々、在庫の処分という形

になるわけですが、最近ここ数年来の利用につきまして主に大和町と富谷市が利用の実績があるということで、4ヶ市町村協議の上でこのような形になったところでございます。

財産処分後に各町村、大和と富谷にわたった以降につきましては、今までも貸出しの実績がございますので、そういった形で各市町村、利用者、希望者があれば貸出しする方向で考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

ほかにありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第20「議案第85号 令和3年度大和町一般会計補正予算」

議長（高平聡雄君）

日程第20、議案第85号 令和3年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それではよろしく願いいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。併せまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書第9号につきましてもお手元にご準備をお願いいたします。

議案第85号でございます。令和3年度大和町一般会計補正予算（第9号）でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ2億4,712万円を追加いたしまして、予算総額を141億6,528万2,000円とするものでございます。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、2ページの第1表によるものでございます。

それでは別冊の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございまして。

16款2項2目民生費国庫補助金、3節は子育て世帯等臨時特別支援事業先行給付金事務費として職員手当及び役務費に要する経費を追加するもの。次の子育て世帯等臨時特別支援事業先行給付金事業費は18歳以下の子供に5万円を給付するための給付金相当額を追加計上するものでございます。

歳入は以上でございまして。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

続きまして、歳出でございまして。

3款2項6目子育て世帯等臨時特別支援事業費でございまして。子育て世帯等臨時特別支援先行給付金事務費につきましては、令和3年11月30日付で準備行為に係る事務費等を専決処分いたしておりますが、給付に係る費用の補正を追加でお願いするものでございます。

3節は、受付、審査事務等に係る担当職員の時間外勤務手当を、11節は通知書発送の郵送料と口座振込手数料を、18節は対象児童約5,000名、児童1人当たり5万円の現金給付に係るものでございます。

来週通知書を発送いたしまして、児童手当受給者の方には12月24日にお振込みの予定でございまして。その他対象と思われる方、例えば高校生のお子様がいらっしゃるご家庭などには、年内中に通知書を発送いたしまして、申請と審査をいたしました後に、1月から順次お振込みの予定でございまして。

以上でございまして。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

以上で議案第85号令和3年度大和町一般会計補正予算の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決することといたします。

---

日程第21「委発第3号 大和町議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例」

議長（高平聡雄君）

日程第21、委発第3号 大和町議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長大須賀 啓君。

議会運営委員会委員長（大須賀 啓君）

それでは、ただいま議案となりました委発第3号大和町議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、議会運営委員会を代表し、提案理由を説明申し上げます。

大和町議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例について、上記議案の別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び大和町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出理由につきましては、通年議会が導入され3年が経過しましたが、運用面における所要の改正が必要となったものであります。

それでは、裏面の2ページの条例改正の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

ご覧のように改正内容につきましては、改正後の欄の下線を引いた部分でありまして、改正の概要としては、定期的に会議を開く日となる定例日初日をそれぞれの月の1日に変更し、その定例日が条例で定める休日であれば直後の休日でない日とするこ

とを付け加えるものであります。さらに定例日を変更する場合、災害、その他の理由があった場合としておりましたが、議案審議の都合など必要があると認めるとき文言を緩和するなどであります。

附則といたしまして、この条例は令和4年1月1日から施行するものであります。

以上が改正内容であります。ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（高平聡雄君）

説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第22「委発第4号 米価下落並びに米政策等に関する緊急対策を求める意見書」

議長（高平聡雄君）

日程第22、委発第4号 米価下落並びに米政策等に関する緊急対策を求める意見書を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。産業建設常任委員会委員長馬場良勝君。

産業建設常任委員会委員長（馬場良勝君）

それでは、ただいま議題となりました委発第4号米価下落並びに米政策等に関する緊急対策を求める意見書につきまして、提案理由などを説明させていただきます。

議案書のほうをお開き願いたいと思います。

今回の意見書案につきましては、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定に基づき提出をいたすものでございます。

提出の理由といたしましては、令和3年産米につきましては宮城県をはじめ、全国的に生産者概算金の目安額が大幅に下落することとなり、生産現場に動揺が広がっておりますことはご承知のことと思います。米農家にとって今回の米価の下げ幅は想定を上回り、生産農家の営農意欲が低下し、今後離農が進むことが懸念されております。昨今、米の消費量が減少する中、昨年より続くコロナ禍により外食向け業務用米の需要が減少し、それにより民間在庫も増加する等、先行きが不透明な状況となっております。国においては消費拡大、作付転換等、米の需給対策に取り組んでおりますが、現状としては十分な改善までには至っていない状況であります。我が国の食料安全保障の観点からも、生産者の意欲を損なうことなく安定的な米価の下で所得確保に努めるよう、あらゆる政策を総動員するべきであると思うところであります。つきましては、別添意見書をご可決賜り、地方自治法第99条の規定により、議長名で衆参両院議員議長のほか、別添記載の関係大臣宛てに提出をお願いするものであります。

なお、意見書の内容につきましては記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、本提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。議案提案の説明とさせていただきます。

議長（高平聡雄君）

説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま意見書が可決されましたが、その字句その他の整備を要するものについては、議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、その整理については議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年大和町議会12月定例会議を散会とし、休会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後2時26分 閉 会